

《 更新手続きのご案内 》有効期限が2020年（表記が平成32年）3月31日の方

3/31

8/31

9/30

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、更新手続き期限を3月末から9月末まで延長しました。認定証の交付が3月31日を過ぎても、延長期間の9月末まで認定は継続するものとします。延長期間中交付の認定証に印字される交付日は3月31日に遡及し、有効期限は2025年(令和7年)3月31日となります。

更新申請を行う
なるべく3月末まで

【更新要件の充足】状況に関わらず、【更新申請】と【顔写真の提出】は、なるべく3月末までに手続きを行ってください。
【更新申請】はマスターマイページ上で、右記①の手順で行えます。（郵送による更新申請を希望される場合は、センターまでご連絡ください。）

（注意）期間延長により、4月1日以降8月末まで申請いただくことは可能ですが、マイページの更新手続きの中で、更新要件を選択する（※）際に、2要件を選ばないとエラーになり、先に進めなくなります。その場合は、更新要件を2つ選択していただく必要があります。実際は1要件の充足のみで更新可能ですのでご了承ください。

【更新申請】

①【マイページにログイン】>「マスター更新手続き」をクリック>「更新申請を行う（青いボタン）」をクリック>更新申請案内画面を読み、「更新申請する（青いボタン）」をクリック>登録内容の確認・修正>更新要件を選択（※）>内容の確認>「確認事項」13つの設問に はいorいいえ で回答 >更新申請する … これで申請完了です。

【顔写真の提出】… 6か月以内に撮影した顔写真をご提出ください。

②引き続き、顔写真のアップロードを行ってください。「切取りツール」をダウンロードして「顔写真データを切り取り加工」してアップロードします。顔写真の切り取り加工が出来ない場合は、顔写真をメール添付または郵送でお送りください。

その際は、必ず、マスター登録番号とご氏名を明記してください。

メール送信先：consul@retpc.jp

郵送先：〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町8階
公益財団法人 不動産流通推進センター コンサルティング係 宛

更新要件を充足
9月末まで

【更新要件いずれか1つ】は2015年4月1日～2020年9月末までの間に充足していただくものです。詳細はこちらのwebページをご覧ください。

- 1.研究報告書2000字以上を提出し、承認を受けること **推奨**
- 2.更新要件1つの講座を受講する（地方協議会の専門教育、センターの不動産コンサルティング特別講座など）こと
- 3.月刊誌「不動産フォーラム21」を年間購読のうえ、(イ)or(ロ)のいずれかを選択。 **推奨**
(イ) 掲載記事に関するレポート800字を提出し承認を得ること
(ロ) マスターマイページ上で関連課題20問を解答し、14問以上正解して合格すること

4.更新要件1/3カウントの講座（地方協議会の自主研修会、センターのスペシャリティ講座など）や、更新要件2/3カウントのセンターの不動産コンサルティング実務講座などを組み合わせて受講すること（例：1/3カウントの講座を3回受講する、または1/3カウントの講座と2/3カウントの講座を受講するなど）
(new)5月以降の予定で、パソコン上で受講可能な動画セミナー（1/3カウント）を実施する予定です。

* 各講座の受講状況、不動産フォーラム21誌の購読状況は各機関からセンターに直接報告が届きます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、講座開催が難しくなる可能性がございます。なるべく左記に推奨する 1.研究報告書 や 3.不動産フォーラム誌購読+レポートor課題回答での要件充足をお願いします。

平成27年4月1日に告知のとおり、令和2年4月1日より公認不動産コンサルティングマスター登録制度を改正することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、期限を延長しました。9月30日までに【更新申請】と【更新要件の充足】が完了されない場合は、今後、更新することが出来ません。公認 不動産コンサルティングマスター（旧 不動産コンサルティング技能登録）は抹消となり、再度登録を行う場合は、不動産コンサルティング技能試験を受験し、合格していただくことが必要となります。ご注意ください。

更新手数料の支払い
10月5日まで

【更新申請】、【顔写真提出】、【更新要件の充足】が完了されて、当センター側で『審査完了』すると、審査完了&更新手数料の決済のご案内メールが送信されます。（既に振込済みの方には本メールは送信されません。）

決済手順は以下のとおりです。
マイページにログイン> マスター更新「マイページ」にログイン> 「マスター更新手続き」をクリック> 「更新申請を行う（青いボタン）」をクリック> 決済方法を選択（青いボタンをクリック）> クレジットカード決済 or コンビニエンスストア決済 いずれかを選択し、画面の案内に従って決済手続きを進めてください。
⇒システム上では領収証を発行することができません。領収証が必要な場合は、お手数ですが、センターまでご連絡のうえ、領収証の宛名と郵送先をお伝えください。

10/5

最終決済期限

10月5日までに更新手数料の決済を完了していただくようお願いいたします。

認定証の発行スケジュール

更新手数料のお支払いが5月5日までに済みの場合

5月下旬に認定証（カード）が簡易書留にて届きます。認定証書は、5月1日以降、マイページからダウンロード可能です。

更新手数料の決済が6月～9月の各月5日までに済みの場合

決済完了した日の属する月の下旬に認定証（カード）が簡易書留にて届きます。『認定証書』は、カードに記載されている交付日の翌日以降、マイページからダウンロード可能です。

更新手数料の決済が10月5日までに済みの場合

10月下旬に認定証（カード）が簡易書留にて届きます。認定証書は、11月1日以降、マイページからダウンロード可能です。

4月末～10月末に発行の認定証に印字される認定証交付日は3月31日に遡及します。有効期限は、2025年(令和7年)3月31日となります。